

【高知県公安委員会からのお知らせ】

公安委員会が行う直接検定の実施について(お知らせ)

四国4県公安委員会が共同で、警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施します。

記

1 実施する検定の種別及び級

雑踏警備業務 2級

2 実施日時及び場所

(1) 実施日時

令和8年6月30日(火)午前9時から

(2) 実施場所

香川県高松市郷東町587番地1

地域職業訓練センター

3 検定の実施予定人員

10人

4 受検資格者

高知県内に住所を有する者(以下「県内に住所を有する者」という。)又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員(以下「県外に住所を有する警備員」という。)とします。

5 検定の方法

学科試験及び実技試験により行い、合格基準はそれぞれ90パーセント以上の成績であることとします。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定申請の手続

検定を受けることを希望する者は、次により検定申請の手続きを行うこと。

(1) 検定申請の受付期間

ア e-Gov電子申請(<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)を利用する方法により提出する場合

令和8年5月18日(月)午前9時から同月22日(金)午後4時までの間。

イ 直接提出する場合

令和8年5月18日から同月22日までの午前9時から午後4時までの間(午後0時から午後1時までの間を除く。)

(2) 検定申請書等を直接提出する場合の提出場所等

検定申請書等は、県内に住所を有する者は住所地を管轄する警察署又はその属する高知県内の営業所の所在地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員はその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出してください。

なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けません。

(3) 提出書類等

ア 検定申請書 1通。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により提出する場合は、別途の提出は、不要とします。

イ 県内に住所を有する者が住所地を管轄する警察署に提出する場合は、住所地を疎明する書面、県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員が、その属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出する場合は当該営業所に属することを疎明する書面。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法によりアの検定申請書を提出する際に、当該書面を添付した場合は、別途の提出は、不要とします。

ウ 写真(検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2枚。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により、アの検定申請書を提出する際に写真を添付した場合は、別途の提出は、不要とします。

(4) 受検対象者の確定方法

受検対象者の確定方法は先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定申請の受付を締め切ります。

(5) 受検票の交付

受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付します。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により検定申請書を提出する場合は、7のただし書の時期及び場所において受検票を交付します。

7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法

検定を受けようとする者は、検定手数料として、13,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付してください。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により検定申請書を提出する場合は、手数料納付案内の通知を受けた後、6(2)の提出場所において納付してください。

なお、納付された手数料は返還しません。

8 検定の実施に関する問合せ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業担当係

(電話番号088-826-0110 内線3024)

又は県下各警察署の警備業担当窓口

※ 検定申請書は、このホームページから様式を取り出して使用してください。